

第5章 目標達成に向けた環境施策

5-1. 脱炭素社会づくり



環境目標

【環境目標 1】 脱炭素社会づくり

温室効果ガス排出量の削減を推進します。

国は 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル」を目指すことを宣言し、愛知県においても同様の目標を掲げています。本市においても長期目標として 2050 年の「実質ゼロ」を掲げ、その達成に向けて、国・愛知県の計画・目標と整合する形で、かつ、国・愛知県と連携する削減対策として、省エネルギーのさらなる普及、再生可能エネルギーの利用促進、環境負荷の少ないまちづくりを推進することにより、市民の暮らしや産業活動に起因する温室効果ガス排出量削減の取組を着実に推進していきます。

成果指標

指標	現状値	目標値	概要
二酸化炭素排出量削減率 (2013 年度比)	18.1% (2020 年度)	46% (2030 年度)	自治体排出量カルテを用いた推計
再生可能エネルギー導入率	16.9% (2021 年度)	26% (2030 年度)	再生可能エネルギーによる発電電力量／低圧電灯の電気使用量
次世代自動車普及率	0.98% (2022 年度)	20% (2030 年度)	EV・PHV・FCV の台数／普通自動車台数＋軽自動車台数

※ この章の「脱炭素社会づくり」に関する成果指標・施策・主な取組は、第6章の地球温暖化対策実行計画(区域施策編)における成果指標・施策・主な取組としても位置付け、取組を着実に進めていきます。

施策体系

温室効果ガス排出量の削減を推進します。
脱炭素社会づくり

1-1 さらに省エネルギー化を進めます。

- ① 省エネ性能の高い設備・機器の導入
- ② 建物の省エネ化の促進
- ③ 自動車の省エネ化の促進
- ④ 暮らしの省エネ化の促進
- ⑤ 市役所における率先した取組

1-2 再生可能エネルギーの利用を進めます。

- ① 太陽光発電設備の導入
- ② 再生可能エネルギーの利用促進

1-3 脱炭素型のまちへの転換を進めます。

- ① 公共交通等の利用促進
- ② ごみの減量
- ③ 地産地消の推進
- ④ 緑の保全・創出

施策方針と主な取組

1-1 さらに省エネルギー化を進めます。

① 省エネ性能の高い設備・機器の導入

給湯器、エアコン・空調機、冷蔵庫、照明設備など家庭や事業所における電気機器・ガス機器について、省エネルギー性能の高いものへの転換を促します。

そのため、省エネルギー性能の高い機器に転換することのメリットをPRするとともに、普及促進のための補助等の支援を行います。

〈主な取組〉

- ・省エネルギー性能の高い機器への転換のメリットについての情報発信
- ・家電や住宅の省エネ診断等の実施
- ・高効率省エネ機器の購入や買替え促進のための補助等

② 建物の省エネ化の促進

住宅建物の断熱性能を向上することで、冷暖房のエネルギーロスを抑制します。
太陽光発電等の再生可能エネルギーと組み合わせ、家庭の消費エネルギーの収支をゼロにする ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)や、省エネ基準適合住宅の普及を推進します。

〈主な取組〉

- ・住宅の省エネルギー化のメリット、補助制度等についての情報発信
- ・省エネルギーに資する住宅設備等の普及促進のための補助等

③ 自動車の省エネ化の促進

電気自動車等の環境性能に優れた自動車への乗り換えを促します。

〈主な取組〉

- ・エコカーのメリット、補助制度等についての情報発信
- ・次世代自動車購入への補助
- ・公用車への電気自動車の導入
- ・エコドライブの普及啓発
- ・電気自動車等用充電設備の普及

④ 暮らしの省エネ化の促進

省エネルギー・低炭素型の製品・サービスを選んだり、自ら行動したりするなど、市民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を促す国民運動により、暮らしの省エネ化、エコライフの定着を図ります。

〈主な取組〉

- ・家庭や地域における省エネ活動の普及啓発
- ・事業所における省エネ活動の普及啓発

⑤ 市役所における率先した取組

市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出抑制に率先して取り組みます。

〈主な取組〉

- ・環境保全行動の率先取組
- ・設備・機器等の計画的な省エネ化
- ・公用車への電気自動車の導入
- ・公共施設の更新・大規模改修時の施設の省エネ化

1-2 再生可能エネルギーの利用を進めます。

① 太陽光発電設備の導入

太陽光発電設備についての情報発信を進めるほか、発電設備の設置について補助等の支援を行うことで、再生可能エネルギーの導入を促進します。

〈主な取組〉

- ・太陽光発電設備の導入に関する情報発信
- ・太陽光発電設備の導入のための補助等
- ・公共施設の新設・更新時の太陽光発電設備の導入

② 再生可能エネルギーの利用促進

太陽光発電設備に加えて蓄電池設備を併用することにより、電力の自家消費を促します。また、再生可能エネルギー由来の電力への選択(契約の切り替え)を促します。

〈主な取組〉

- ・蓄電池設備の導入のための補助等
- ・再生可能エネルギー由来の電力の導入方法等に関する情報提供

1-3 脱炭素型のまちへの転換を進めます。

① 公共交通等の利用促進

エコモビリティライフを実践するための情報提供、環境整備を進め、公共交通の利用を促します。

〈主な取組〉

- ・「くるりんばす」等の公共交通の利用促進
- ・公共交通網の充実と利便性の向上
- ・エコモビリティライフの啓発

② ごみの減量

ごみの焼却処分に伴う温室効果ガスの削減を図るため、ごみの減量化を促進するとともに、プラスチックの資源化を進めます。

〈主な取組〉

- ・ごみの発生抑制に関する普及啓発
- ・食品ロスの削減に関する普及啓発
- ・プラスチックのリサイクルの促進

③ 地産地消の推進

身近なエネルギー、資源、食品などを、無駄なく利用する“地産地消”を推進します。

〈主な取組〉

- ・食の地産地消に関する普及啓発
- ・地元農業に対する理解向上と農産物直売施設の整備・充実
- ・6次産業化の推進
- ・学校給食での地場産食材の活用

④ 緑の保全・創出

二酸化炭素の削減やヒートアイランド現象の影響抑制・緩和に寄与するため、緑の保全・創出を進めます。

〈主な取組〉

- ・緑のカーテンなど家庭、事業所、公共施設等における緑の創出
- ・緑が持つ多様な機能に関する情報提供
- ・学校、NPO、民間事業所等の緑化活動への支援
- ・北高上緑地などの自然環境拠点や東部丘陵地の保全

5-2. 循環型社会づくり



環境目標

【環境目標2】 循環型社会づくり

ごみの発生を抑え、資源の循環利用を高めます。

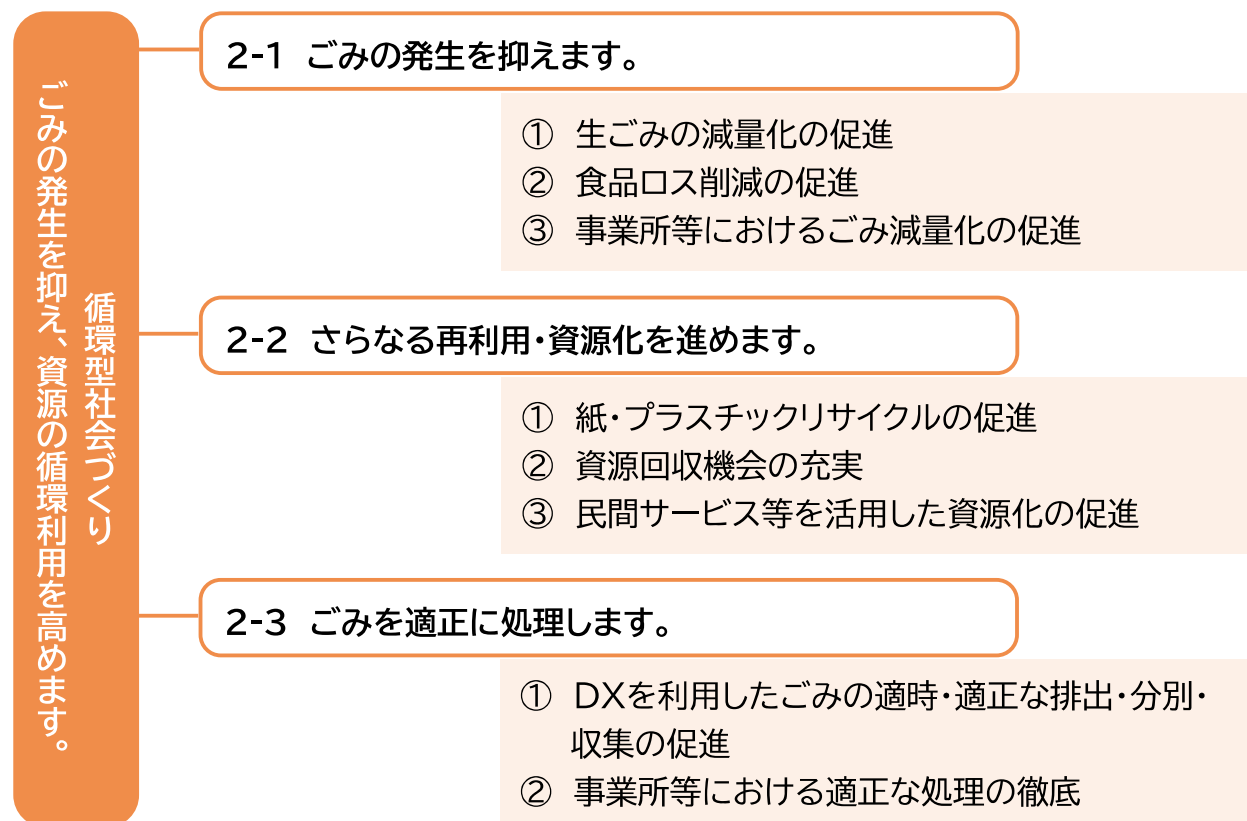
ごみ処理に関しては、できる限り廃棄物の発生を抑制し、次に廃棄物となったものについては不法投棄・不適正処理などに配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、それでもなお循環的利用ができない物については、適正な処分を確保することが基本原則です。

本市においても廃棄物の発生抑制及び適正な循環的利用を徹底することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が可能な限り低減される循環型社会の形成に向けた取組を着実に推進していきます。

成果指標

指標	現状値	目標値	概要
年間のごみ排出量	21,104t (2022年度)	19,729t (2030年度)	家庭系・事業系の年間排出量
1人1日当たり家庭系ごみ量	458g/人・日 (2022年度)	393g/人・日 (2030年度)	家庭系年間排出量/人口/365日
リサイクル可能品目混入率	29.2% (2022年度)	11.7% (2030年度)	可燃ごみに含まれる紙類・プラスチック類重量/可燃ごみ重量

施策体系



施策方針と主な取組

2-1 ごみの発生を抑えます。

① 生ごみの減量化の促進

生ごみの水切りによるごみ減量化効果(重量ベース)は大きいことから、生ごみの水切り方法・天日干し方法の啓発、生ごみ処理機の利用促進に取り組みます。

〈主な取組〉

- ・生ごみの水切りの効果についての周知
- ・生ごみの水切り方法、天日干し方法等の普及啓発
- ・生ごみ処理機や堆肥化容器の購入に対する支援

② 食品ロス削減の促進

食品ロスの削減のため、食品を無駄にしない活用方法の普及啓発に努めます。

また、市内で実施しているフードドライブ活動についての情報提供や公共施設でのフードドライブを実施し、市民のフードドライブへの参加を促進します。

〈主な取組〉

- ・イベントなどを通じた、食品を無駄にしない活用方法の普及啓発
- ・公共施設でのフードドライブの実施

③ 事業所等におけるごみ減量化の促進

事業系ごみについては、事業所の責任において処理することとなっていますが、適正な分別・排出抑制を促すため、実態調査をするとともに、事業系ごみに関する解説パンフレットを配布します。

また、ごみ総量に占める食品残渣の割合は小さくないことから、事業所から排出される食品ごみの実態を調査しつつ、事業所の協力の下で食品ロス削減や食品残渣の有効活用に向けた取組を推進します。

〈主な取組〉

- ・事業所等におけるごみの排出に対する実態調査
- ・事業系ごみに関する解説パンフレットの配布
- ・ごみの減量化や食品残渣の有効活用に向けた情報提供

2-2 さらに再利用・資源化を進めます。

① 紙・プラスチックリサイクルの促進

排出されるごみの中には、資源化が可能な紙ごみが混在している割合が高いことから、紙類の分別の徹底・強化を図り、リサイクル向上につなげていきます。

また、プラスチックについてもリサイクルの対象品目などの見直しを図り、さらなるリサイクルにつなげていきます。

〈主な取組〉

- ・紙類、プラスチック類の再資源化の対象品目の見直し
- ・紙類、プラスチック類の分別、収集方法に関する情報発信

② 資源回収機会の充実

エコドーム(日進市中央環境センター)については、施設の利便性向上を図るほか、資源の出し方の見直し、新たな回収品目の検討などを行い、より資源の出しやすい環境を整えます。

また、市内各地の資源回収拠点の充実、事業者等による常設型の資源回収場所の確保、子ども会等による資源回収活動の支援等を行い、資源回収機会の充実を図ります。

〈主な取組〉

- ・エコドームの資源回収拠点施設としての機能の充実
- ・資源回収拠点の充実
- ・事業者等による資源回収の利用促進
- ・子ども会、自治会の資源回収活動などの支援

③ 民間サービス等を活用した資源化の促進

事業所、市民団体等によるリユース、リペア、リフォームに関する活動の支援や事業者等による資源回収に関する情報提供を通じて、民間サービス等を活用した資源化の促進を図ります。

〈主な取組〉

- ・事業所、市民団体等によるリユース、リペア、リフォームに関する活動の支援
- ・事業者等による資源回収の利用促進(再掲)

2-3 ごみを適正に処理します。

① DXを利用したごみの適時・適正な排出・分別・収集の促進

ごみ集積所の周辺環境の悪化を防止するため、最適なタイミングでのごみ出しが可能となるシステムの導入を図るとともに、指定の回収品目以外のごみ出しの防止やごみ収集車の回収後の「ごみの後出し」を抑制するごみ集積所の管理システムを導入し、ごみの適時・適正な排出を促進します。

また、オンラインごみ収集システムの導入による市民の利便性の向上を図るとともに、ごみ集積所のごみの量に応じた収集ルート最適化などによりごみ収集業務の効率化を図ります。

〈主な取組〉

- ・ごみ収集車の位置情報の可視化及び収集車の接近お知らせ機能の実装
- ・ICTを活用したごみ集積所管理システムの導入
- ・オンラインによるごみ収集システムの導入
- ・AI を活用した収集ルート最適化

② 事業所等における適正な処理の徹底

事業系ごみについては、事業所の責任と負担において処理する必要があるため、ごみの処理に関するルールを周知し、自己責任による処理の徹底を図ります。

〈主な取組〉

- ・事業所に対する事業系ごみについての普及啓発
- ・事業所のごみ処理計画の策定促進
- ・各種リサイクル法に基づくリサイクルの徹底
- ・事業所等におけるごみの排出に対する実態調査(再掲)

5-3. 自然共生社会づくり



環境目標

【環境目標3】 自然共生社会づくり

身近な自然を大切にし、自然の恵みを将来に継承します。

国は、生物多様性分野において新たに目指すべき目標として、自然を回復軌道に乗せるため、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させる「ネイチャーポジティブ」を掲げています。

本市においても市域の34.5%を占めている森林、農地、河川・ため池等の保全と生態系や生物多様性に対する市民の関心を高めていきます。

成果指標

指標	現状値	目標値	概要
自然環境に関する環境講座への延べ参加人数	—	3,500人 (2030年度)	2024年度～2030年度の計画期間の延べ参加人数
生物多様性の大切さを意識している市民の割合	55% (2022年度)	60% (2030年度)	市民意識調査
自然共生サイト認定数	—	3か所 (2030年度)	2023年度より制度開始

※ この章の「自然共生社会づくり」に関する成果指標・施策・主な取組は、第7章の生物多様性地域戦略における成果指標・施策・主な取組としても位置付け、取組を着実に進めていきます。

施策体系

身近な自然を大切にし、自然の恵みを将来に継承します。
自然共生社会づくり

3-1 生態系・生物多様性への関心を高めます。

- ① 生態系・生物多様性の重要性についての理解促進(啓発活動、ESD 講座等)
- ② 希少野生動植物種の保全と外来種の対策

3-2 水・緑・自然を保全します。

- ① 自然環境調査(水生生物調査)
- ② 生態系の保全
- ③ 農地・ため池の保全
- ④ 東部丘陵地等の保全

施策方針と主な取組

3-1 生態系・生物多様性への関心を高めます。

- ① 生態系・生物多様性の重要性についての理解促進(啓発活動、ESD講座等)
生態系・生物多様性の意義や重要性を理解するきっかけとして、広報につしん等を通じた広報・啓発を進めます。
また、自然観察会や自然保護活動を行っている市民団体との連携・協働により、市民が自然環境や生き物と触れ合う機会を積極的に創出します。

〈主な取組〉

- ・自然観察会や里山・農地等の自然体験会など生態系や生物多様性をテーマとしたESD講座の開催
- ・広報につしんや市のホームページを通じた生物多様性の意義・必要性に関する情報提供
- ・東部丘陵生態系ネットワーク協議会の講座(あいち自然再生カレッジ)への参加促進

② 希少野生動植物種の保全と外来種の対策

希少野生動植物種を保全するため、市民団体と協働して生息調査を実施します。

また、地域の生態系への影響が懸念される外来種の実態把握に努め、オオキンケイギクやアメリカザリガニなどの特定外来生物についての知識を普及するとともに、市民や地域等と連携して特定外来生物の駆除を進めます。

〈主な取組〉

- ・希少野生動植物種の生息調査
- ・外来種の持ち込み・拡散の防止などに関する普及啓発
- ・外来種の駆除活動

3-2 水・緑・自然を保全します。

① 自然環境調査(水生生物調査)

天白川に生息する昆虫や魚を観察しながら環境保護の大切さを学ぶ「にっしん水生生物調査」を民間団体や市民との協働によって進めます。また、市内の動植物の生息の実態を把握するため、定期的な生き物生息調査を実施します。

〈主な取組〉

- ・水生生物調査の実施
- ・生き物生息調査(自然環境調査)の実施

② 生態系の保全

市内の生態系を保全する観点から、市民団体との協働などにより、湿地や河川、樹林地や草地などの緑地の適切な保全・維持管理や家庭、事業所、公共施設等における緑の創出を進めます。

また、広域的な視点からの生態系ネットワークの形成に向けて、県や本市も会員になっている東部丘陵生態系ネットワーク協議会と連携した広域的な取組への参加に努めます。

〈主な取組〉

- ・湿地や緑地等の身近な自然地の保全活動
- ・東部丘陵生態系ネットワーク協議会との連携

③ 農地・ため池の保全

環境保全機能や生物多様性を育む機能など多面的な機能を有する農地を維持・保全するため、計画的な土地利用調整と担い手への利用集積を図るなど、営農環境の向上を図るとともに、営農団体や地域住民の協力も得ながら農地周辺的环境保全活動や農業体験等の農業に親しむ取組を推進します。

また、水辺の生物の生息地にもなっている農業用ため池は、所有者とともに適切な維持管理に努めます。

〈主な取組〉

- ・農地の持つ多面的な機能(公益的機能)の周知・啓発
- ・優良農地の利用集積の実施
- ・ため池の維持管理

④ 東部丘陵地等の保全

水源涵養や土砂災害の防止など多面的な機能を有し、里山や湿地で貴重な野生動植物が確認されている東部丘陵地などの森林保全ゾーンに位置付けている森林については、積極的に維持・保全し、将来にわたって希少な動植物の保護に努めます。

また、自然環境拠点に位置付けている東部丘陵地西部地区、水晶山緑地、機織緑地及び北高上緑地について、市民団体と連携し、豊かな自然環境を周知・保全することで、市民と自然が共存する空間を創出します。

〈主な取組〉

- ・東部丘陵地の保全
- ・自然環境拠点の保全・環境整備

5-4. 安全が確保される社会づくり



環境目標

【環境目標4】 安全が確保される社会づくり

安全・安心で、良好な生活環境を守り育てます。

市民の誰もが健康で快適に暮らしていくためには、公害がなく、きれいな空気や水が享受できる、安全・安心な環境が確保されていることが必要不可欠です。

周囲の生活環境への影響に配慮した市民生活や事業活動、環境調査・監視等の実施などにより、都市型・生活型公害がなく、誰もが安全で安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、若者を含めたあらゆる世代の市民や事業者の参加・協働による環境美化活動を促進していきます。

成果指標

指標	現状値	目標値	概要
汚水処理人口普及率	91.9% (2022年度)	100% (2030年度)	公共下水・農業集落排水・合併処理浄化槽の人口／人口
生活環境に関する苦情処理件数	91件 (2022年度)	73件 (2030年度)	典型7公害(大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・地盤沈下・土壤汚染)＋動物等の苦情件数
公害対策に対する満足度	48% (2022年度)	55% (2030年度)	市民意識調査

施策体系

安全・安心で、良好な生活環境を守り育てます。

安全が確保される社会づくり

4-1 良好な生活環境を保全します。

- ① 環境調査・監視等の実施
- ② 地域の環境衛生の向上
- ③ 産業型公害と生活型公害の防止
(指導・助言・啓発等)
- ④ 不法投棄の防止(指導・啓発等)
- ⑤ 生活排水対策の推進

4-2 まちの環境美化を進めます。

- ① 市民参加による環境美化活動の促進
- ② ポイ捨て等の防止のための暮らしのマナー向上

施策方針と主な取組

4-1 良好な生活環境を保全します。

① 環境調査・監視等の実施

河川の水質や自動車騒音など、各種環境測定調査を定期的を実施するとともに、愛知県との連携を図りつつ、市内における環境汚染や公害の実態監視の強化に努めます。

〈主な取組〉

- ・市内主要河川の水質等の測定調査の実施
- ・主要幹線道路における交通騒音調査の実施
- ・愛知県が実施する大気汚染や土壌・地下水汚染の調査・対応への連携協力

② 地域の環境衛生の向上

市民の安全・安心な生活環境を維持するため、害虫などの地域衛生上の問題やその他の生活環境における様々な困りごとに対して、その原因を調査し、適切な処置や対策及び啓発等に努めます。

また、犬や猫などのペットに関する相談については適正飼養の啓発等を進めるとともに、飼い主のいない猫(いわゆる野良猫)については、地域猫活動[※]を行う市民や団体と協働し、その取り組みが地域の合意のうえで適正に進められるよう協力・支援します。

※ 地域猫活動:地域の問題として、飼い主のいない猫(野良猫)を住民やボランティア等が共同管理することで、最終的にそのような猫をなくすことを目標とした活動

〈主な取組〉

- ・道路上の動物死体処理
- ・スズメバチ類の巣の駆除助成
- ・有害鳥獣の駆除
- ・空地の適正管理についての依頼・周知啓発
- ・犬・猫の避妊去勢手術費助成
- ・地域猫活動支援

③ 産業型公害と生活型公害の防止(指導・助言・啓発等)

大気や水質の汚染等の公害発生を防止するため、公害の発生源となり得る施設等へ周辺環境への配慮を促すとともに、関係機関と連携して規制及び指導を行います。

また、市民の生活環境を保全するため、日常生活に関係の深い感覚公害(騒音・振動・悪臭)や野外焼却(野焼き)の防止等について、啓発を進めるとともに、関係機関と連携して調査、指導等を行います。

〈主な取組〉

- ・発生原因となる工場や事業所等への指導・助言・啓発
- ・特定施設及び特定建設作業の届出の受理と台帳管理

④ 不法投棄の防止(指導・啓発等)

市内における、廃棄物の不法投棄を未然に防止するため、警察、愛知県等の関係機関、地域等と連携を図りつつ、警告看板等による周知・啓発を推進するとともに、パトロールなど監視活動を継続して行います。

また、不法投棄が生じた場合、適切に原状回復を行うとともに、不法投棄者に対して厳格な対処を行います。

〈主な取組〉

- ・警告看板等による周知啓発
- ・不法投棄監視パトロール

⑤ 生活排水対策の推進

河川等の水質の向上を図るため、引き続き公共下水道の整備を進めるとともに、供用開始区域における公共下水道への早期接続を促進します。

一方、下水道未整備地域等においては、生活雑排水からの汚濁負荷量を削減するため、し尿(トイレの排水)のみを処理する単独処理浄化槽から生活雑排水全般を処理できる合併処理浄化槽への転換の必要性を市民に周知するとともに、設置に対して補助金を交付し、合併処理浄化槽の普及を促進します。また、浄化槽機能を適正に維持するための3つの義務(法定検査・保守点検・清掃)について、啓発を行います。

〈主な取組〉

- ・公共下水道の整備と接続率の向上
- ・合併処理浄化槽の普及促進
- ・浄化槽の適正管理の周知啓発

4-2 まちの環境美化を進めます。

① 市民参加による環境美化活動の促進

清潔で美しく快適な生活環境を保つため、地域や事業者などにアダプトプログラム、公園・道路愛護活動、530(ごみゼロ)運動、地域清掃などへの参加を促し、市民による環境美化の取組の拡大を図ります。

〈主な取組〉

- ・アダプトプログラムや公園・道路愛護活動への参加促進
- ・530(ごみゼロ)運動、地域清掃などの環境美化活動への参加促進と活動支援

② ポイ捨て等の防止のための暮らしのマナー向上

誰もが心地よく暮らせるよう、空き缶、空きビン、ペットボトル、紙くず、たばこの吸い殻などのポイ捨てやふん害、路上喫煙による健康被害などを未然に防止するため、「日進市生活環境の美化を推進する条例」に基づき、市民に対するマナー・モラルの向上に向けた普及・啓発を行います。

〈主な取組〉

- ・日進市生活環境の美化を推進する条例の周知
- ・路上喫煙禁止区域の指定及び路上喫煙防止のための周知啓発